

建産連ニュース

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'13/10

No. 138



秩父ミューズパークの紅葉

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

建産連ニュース・目 次

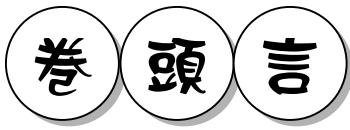
表紙写真説明

秩父ミューズパーク

秩父ミューズパークには、スポーツ施設、行楽施設のほかにも、自然を楽しんだり、文化に親しんだり、様々な施設がある。秩父ミューズパークとは、人間のあらゆる知的活動を司る女神たちの名前「ミューズ」にちなんで名付けられた。全長3キロのスカイロード沿いにある約500本のイチョウ並木は、秋になると多くの人々を楽しましてくれる。

(写真提供=(社)埼玉県物産観光協会)

◆卷頭言	魅力ある建設業界を目指して(八木澤久志)	2
◆行政情報		
1.	全国育樹祭の開催について	3
2.	埼玉県の耐震化を進める3本の矢	7
◆連合会の動き		
1.	全国建産連会長会議開かれる	13
2.	建設業経営講習会開かれる	14
3.	建設産業研修会開催	14
4.	知事に受注環境改善を要望	15
5.	公明党議員団と意見交換	15
6.	理事会・委員会報告	18
◆連載	愛すべき土木の人たち(その32) ——市川正三——	21
◆告知板		
1.	国・県への要望事項	27
2.	東日本建設業保証からのお知らせ	30
3.	税務署からのお知らせ	31
◆県内経済の動き		
(ぶぎん地域経済研究所)	32	
◆建産連だより		
会員団体の動き	33	
◆連合会日誌		35



魅力ある建設業界を目指して



八木澤 久 志

2020年 オリンピック、パラリンピック招致も東京に決まり今後5～6年掛けて色々な施設を作る事と思いますが、東日本大震災から2年6か月、被災地ではまだまだ仮設住宅に入っている方が大勢いますし、インフラもまだまだ、様々な施設も未だ十分でなく、人不足、物不足が続いている建物の入札も不成立でなかなか前に進まないと聞いております。

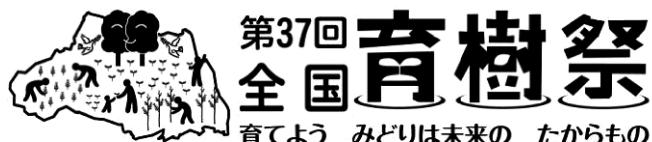
また、東京電力福島第一原発事故以降、風評被害が様々な分野に深い影響を及ぼし、汚染水漏えいなどが次々と発覚しており国内外からも原発の問題で暗い影を落としています。

現在全国的に職人不足で各現場での遅れが続いております。そんな中、消費税が8%になる様ですが今後日本の経済がどのようにになって行くか、どの方向へ向かうのかが不安なところです。

さて、全国的に職人不足と申しましたが私共型枠技能工も例外でなく、現在技能士の平均年齢は47.5歳で60歳以上の技能士の占める割合は19%に上がり、それに対して24歳以下の占める割合はわずか7%にすぎません。型枠技能工は一人前になるのに最低3年～5年は掛かる職種です。若年齢層労働力の確保と言う産業間競争で建設業界は明らかに負け組みです。このまま若年齢層が入職して来なければ10年後、20年後の建設産業は間違いなく崩壊してしまいます。建設業界を支える技能の継承を図るためにには早急に手を打たなければなりません。若年齢層労働力の確保のためには魅力ある業界にしなければなりません。それには色々な問題もありますが建設業界には大幅な規制緩和の必要があるのではないかでしょうか。

当埼玉県建設大工工事業協会では、職人育成また若年技術者へのものづくりの関心度を高めるために「よろこび」「やすらぎ」「世に貢献」の3Yを唱え、また社会保険等の加入により安心して暮らせる生活を目指します。型枠工事もしくは建設業の活気を早く取り戻し「魅力ある業界に」と様々な努力、改革を続けてまいりたいと思います。

(埼玉県建設大工工事業協会会長)



平成25年11月16日(土) お手入れ行事
平成25年11月17日(日) 式典行事

第37回全国育樹祭の開催について

埼玉県農林部全国育樹祭課

■ 「全国育樹祭」とは

全国育樹祭は、継続して森林を守り育てる大切さを普及啓発するために、昭和52年から毎年秋に開催されています。

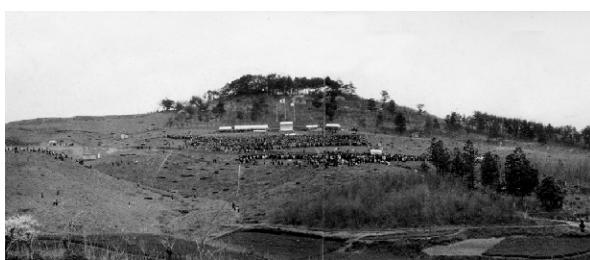
全国植樹祭において天皇皇后両陛下がお手植えされた樹木を、皇族殿下（通例では皇太子同妃両殿下）にお手入れいただく「お手入れ行事」のほか、「式典行事」など様々な行事が行われます。

本県では、昭和34年4月5日に「第10回全国植樹祭」が、現在の大里郡寄居町金尾山において開催され、昭和天皇、香淳皇后両陛下が3本ずつヒノキをお手植えされました。

また、7,000人の人々が参加して約15,000本のヒノキを植樹し、原野のようであった金尾山が、現在では立派な森林となっています。



第10回全国植樹祭（昭和34年）



昭和34年当時の金尾山



現在の金尾山

■埼玉県で開催される意義

埼玉県の森林は、山奥の原生林から、山地・丘陵地に至るスギ・ヒノキの林業地、コナラ・クヌギなどの武藏野の雑木林として知られる平地林まで多彩な姿を見せてています。

とりわけ、里山や平地林は都市近郊の身近なみどりとして、広く親しまれ歴史を刻んできました。

また、明治から昭和にかけて活躍した本県出身の本多静六博士は、日本最初の林学博士であり、大宮公園や日比谷公園など全国各地の都市公園の設計を手がけ、人々に身近な憩いの場を提供しました。

しかし、時代の流れとともに身近なみどりが失われ、水源地域では手入れの行き届かない森林が見受けられるようになりました。

このため、県では平成20年度から自動車税の一部を財源として「彩の国みどりの基金」を創設し、森林の整備・保全に取り組んだ結果、多くのみどりが再生されました。

また、ボランティアや企業による森づくり活動が盛んなのも本県の特徴であり、県民参加により多くの森林が保全されています。

第37回全国育樹祭では、本多静六博士の功績や本県の特徴的な森林の取組みを全国に発信するとともに、みどりを守り育てる県民機運をますます盛り上げていきたいと考えています。

■開催概要

全国育樹祭では「お手入れ行事」と「式典行事」が開催されます。



お手入れ行事（平成24年度静岡県）



式典行事会場 彩の国くまがやドーム

○「お手入れ行事」 金尾山県有林（寄居町）

天皇皇后両陛下お手植えの樹木が小さい場合は、皇族殿下に枝打ちを行っていただきますが、本県では樹高16mまで成長しているため土壌改良材の散布を行っていただきます。

○「式典行事」 彩の国くまがやドーム（熊谷市）

皇族殿下をお迎えし、県内外から約5,000人が参加して開催されます。

- ・地元熊谷市の伝統芸能による歓迎パフォーマンス（木遣唄、熊谷うちわ祭御囃子）
- ・前日に行われる「お手入れ行事」を大型ビジョンで上映
- ・皇族殿下のお言葉
- ・表彰（緑化功労者表彰など）

・メインテーマアトラクション

本多静六博士の業績と、「みどりの再生」など県の取組みを、本県出身の俳優 市村正親さんの語りと子どもたちのパフォーマンスで表現します。

◎式典行事はテレビ埼玉で生中継を行います。是非、ご覧ください。

(11月17日(日) 10:00~11:30放送予定)

■開催準備の状況（「お手入れ行事」会場周辺の整備）

お手入れ行事会場周辺は植樹から50年以上がたち、深い森林となっているため、駐車場の確保が必要でした。また、道路から会場へ向かう斜面の擁壁も劣化していたため、整備を行いました。併せて「お手植えのヒノキ」の周囲を間伐し、明るく見通しのよい会場となりました。



駐車場（整備前）



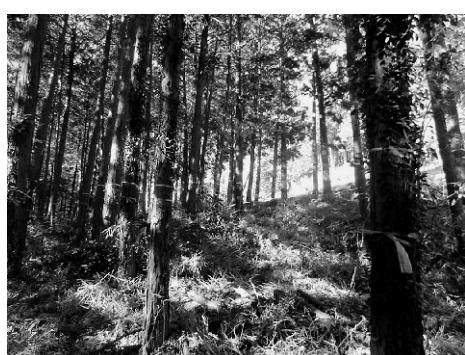
駐車場（整備後）



擁壁（改修前）



擁壁（ナチュロックによる改修）



間伐前



間伐後

■全国育樹祭記念行事の開催

全国育樹祭開催の機運を盛り上げるために、県内各地で「記念行事」を開催しています。

美化ボランティア活動や、会場を飾る「木製プランターカバー」の製作会など、全国育樹祭の開催準備に子どもたちから大人まで、多くの方が参加できる取り組みを行っています。



美化ボランティア活動（嵐山町）



木製プランターカバー製作会（寄居町）

■併催行事「育林交流集会」、記念行事「森林・林業・環境機械展示実演会」の開催

全国育樹祭に合わせて併催行事、記念行事が開催されます。是非ご参加ください。（無料）

○「2013育林交流集会 森林文化の継承と創造」

開催日時：平成25年11月16日（土）12時00分～

会 場：飯能市市民会館

内 容：①特別講演：「森林と人との関わり～森林利用の歴史と文化～」

講 師：篠田善彦氏（岐阜県立森林文化アカデミー前学長）

②パネルディスカッション

※当日は西武鉄道「飯能駅」「東飯能駅」及び「飯能市役所」から無料シャトルバスを運行。

参加は事前お申込みが必要です。

お問い合わせ：県農林部森づくり課内育林交流集会担当（048-830-4321）

○「森林・林業・環境機械展示実演会」

開催日時：平成25年11月17日（日）9時00分～16時30分

11月18日（月）9時00分～15時00分

会 場：熊谷市妻沼西部工業団地内株エイチワン社有地（熊谷市妻沼西）

内 容：最新鋭の林業機械等を展示・実演（出展74社、展示機械約800機種）

※当日はJR「籠原駅」から無料シャトルバスを運行。

お問い合わせ：県農林部森づくり課内機械展示実演会担当（048-830-4325）

埼玉県の耐震化を進める3本の矢

埼玉県都市整備部建築安全課

1 はじめに

「耐震改修促進法」が11月に改正されます。

この法律は阪神淡路大震災を契機として制定されたものです。18年前に発生した地震の被害は甚大で、被災地の状況がテレビで大きく伝えられました。分断された高速道路、大きく崩壊した大規模な建物、倒壊した建物が塞いだ道路、その後発生した木造密集地帯の火事など刻々と変化していく様子に少なからず衝撃を受けた方も多いのではないかと思います。

この地震発生直後に亡くなった方の8割以上が、家屋や家具類の倒壊によるものでした⁽¹⁾。さらに、倒壊した建物が道路を分断することで、避難所への物資の輸送に多くの時間を要したとの報告が出されています⁽²⁾。

その後も残念ながら、大きな地震が発生するたびに建物の崩壊等による犠牲者がでています。新潟県中越地震では震源地に近い川口町で、多くの住宅が基礎を残して全壊していますが、比較的新しい住宅は被害が少なかったことが知られています。また、阪神淡路大震災でも崩壊した住宅は旧耐震基準のものに集中しています。住宅のみならず建築物全般をみても同じ傾向にありますので、旧耐震基準の建築物の耐震性能を上げる重要性が広く認識されることになります。



「阪神・淡路大震災」による被害状況

(1) 「警察白書」(平成7年度版) 警察庁

(2) 「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」(平成11年度) 内閣府

今回の法改正は、この旧耐震基準の建築物の内、大規模で多数の方が利用する建築物^{注1}の診断を義務化することで、被災時の崩壊等による影響の大きい建築物の耐震化を加速しようとするものです。

東日本大震災では、さらに大規模空間での天井落下や宅地の液状化による被害等が続出したことから、内装材や宅地自体に関する対策も急がれています。

2 建物の耐震基準の変遷と現状

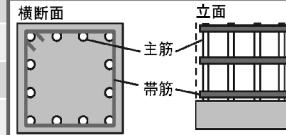
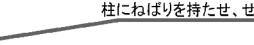
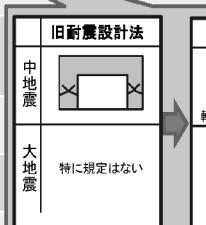
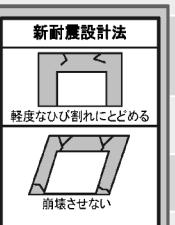
建築物の耐震設計基準は大地震による建築物の被害状況から、たびたび改正されてきました。現在の基準は昭和56年に改正された新耐震基準を基本としています。この改正のきっかけとなったのは宮城県沖地震でのRC造の建築物等の被害です。その後、性能規定の概念が導入されるなどの変遷がありますが、基本的な考え方は変わっていません。

一方、改修はというと、診断も改修も努力義務とされてきました。

数々の地震により多大な被害がもたらされる中で、緊急の課題として建築物の耐震化に取組む必要があると認識されるようになり、平成17年には中央防災会議が「建築物の耐震化緊急対策方針」を決定しました。

既存不適格建築物で保安上危険な建築物の扱いについても、同年、建築基準法が改正されるとともに、国土交通省から「既存不適格建築物に対する勧告、是正命令制度のガイドライン」が示され、特定行政庁が勧告や是正命令がだせるように改善されています。

地震と耐震基準の変遷

和暦(西暦)	地震	耐震基準	旧耐震基準	新耐震基準
昭和23年(1948年)	福井地震	◆建築基準法制定		
昭和25年(1950年)				
昭和39年(1964年)	新潟地震			
昭和43年(1968年)	十勝沖地震			
昭和46年(1971年)		◆建築基準法施行令改正 「柱のせん断設計基準」の強化		
昭和53年(1978年)	宮城県沖地震			
昭和56年(1981年)		◆建築基準法施行令改正 「一次設計、二次設計」の概念の導入		
平成6年(1994年)	北海道南西沖地震			
平成7年(1995年)	兵庫県南部地震	◇耐震改修促進法制定 多数の者が利用する一定規模以上の建築物→耐震診断と耐震改修を努力義務化		
平成12年(2000年)		◆建築基準法改正 「性能規定」の概念の導入		
平成17年(2005年)	宮城県南部地震 福岡西方沖地震	◆建築基準法改正 「耐震性が低い建物への是正命令」の法制化		
平成18年(2006年)		◇耐震改修促進法改正 「計画的な耐震化の推進」、建築物に対する指導等の強化と支援措置の拡充		
平成19年(2007年)	能登半島地震	◆建築基準法改正 「構造計算適合性判定制度」の導入、「構造計算方法」の明確化		
平成23年(2011年)	東北地方太平洋沖地震			

参考: 東京都都市整備局「ビル・マンションの耐震化読本」、構造システムセミナー資料「耐震診断と補強設計」

注1 「大規模建築物」は、耐震改修促進法7条の建築物のうち原則3階建以上かつ床面積5,000m²以上のもの

3 埼玉県の「建築物耐震改修促進計画」

国の中央防災会議は「地震防災戦略」（平成17年3月）を定め、「今後10年で死者数及び経済被害額を半減させる」という「減災目標」を掲げ、この目標を達成するための「具体目標」のひとつとして、住宅の耐震化率90%を目指すとしています。

さらに、「建築物の耐震化緊急対策方針」（平成17年9月）を策定し、建物の耐震化を全国的に緊急かつ強力に実施することを決定しました。

これらの動きを受け、埼玉県でも「建築物耐震改修促進計画」（平成19年3月）を策定しました。計画では、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年度までに90%とする目標を定めるとともに、被災時に通行を確保すべき緊急輸送道路を指定しています。

（住宅）

「住宅」^{注2}をみると、県内には平成17年度末で約260万戸の住宅がありましたが、そのうち27%、約74万戸が旧耐震基準でした。これらの住宅の建替えや耐震化が進んだ結果、平成20年には17%まで減少しています。

日本の住宅の平均的な寿命（平均築年数）は27年間ほどですが、56年以前に建設された住宅は30年以上を経過した、いわば長生きしている住宅です。そのため、建替えによる更新はもちろんのこと、耐震化により安全な住宅としていくことが重要となるわけです。

一方、「多数の者が利用する建築物」^{注3}の耐震化率は64%から83%まで上がってきていますが、このうち民間の建築物の耐震化率は、83%に留まっています。このため、県では耐震診断や改修に対する補助制度を創設し、直接、民間建築物の所有者の方々へ耐震化の働きかけを行っているところです。

なお、戸建住宅の耐震化は市町村、その他の建築物の耐震化は県と特定行政庁^{注4}11市で支援しています。

（緊急輸送道路）

また、県内では185路線 延長約1,718kmの「緊急輸送道路」^{注5}が指定されていますが、この道路を閉塞するおそれのある建築物の耐震化を進めています。閉塞するおそれのある建築物^{注6}とは、いずれかの部分の高さが、前面道路の中心からの建物までの距離を超えているものを指します。県では、そのうち多数の者が利用する建築物を対象に補助をしています。

注2 「住宅」には、分譲マンションが含まれている。

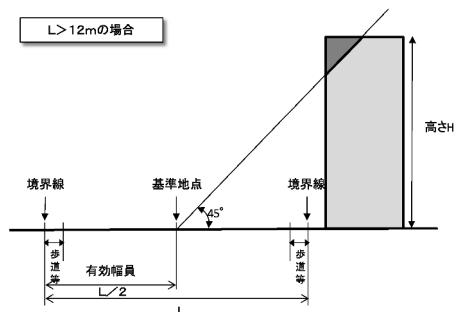
注3 「多数の者が利用する建築物」とは、耐震改修促進法第6条1号に規定されているもので、病院、店舗、賃貸マンション等で原則3階建以上かつ床面積の合計が1,000m²以上のものをいう。

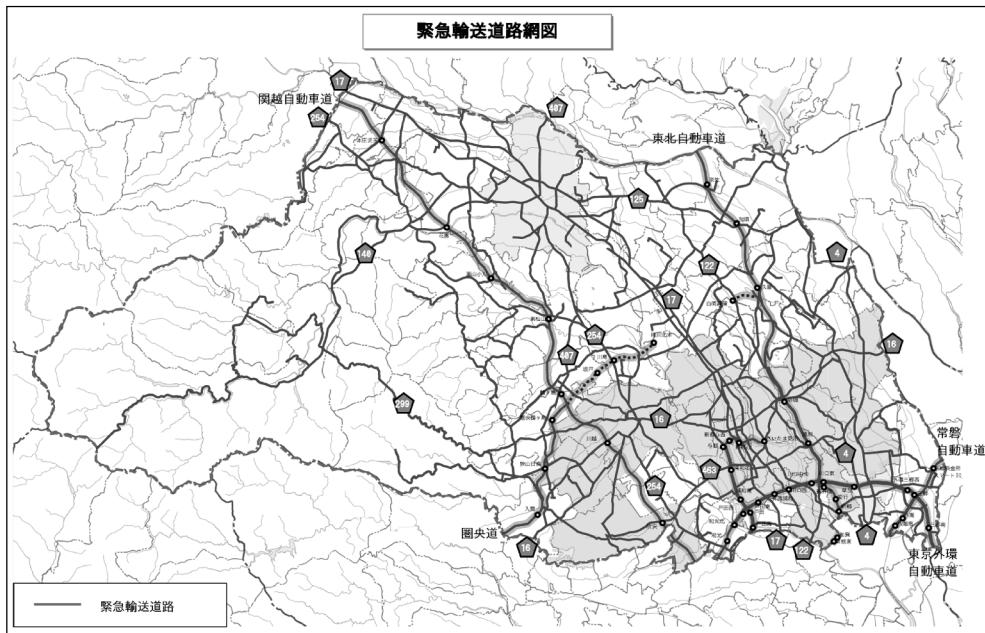
注4 「特定行政庁」とは、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、草加市、越谷市、新座市の11市

注5 「緊急輸送道路」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/jigousyoukai/k-road.html>

注6 「道路を閉塞するおそれのある建築物」とは、建築物のいずれかの部分が前面道路の幅員に応じ、それぞれに定める距離を加えたものを超える建築物をいう（右図参照）。





4 埼玉県の耐震化を進める3本の矢

現在、埼玉県では「3本の矢」を手に、耐震化を進めています。



(1の矢) 民間建築物への耐震化補助

1本目は「耐震診断や改修費の補助制度」です。

県では平成19年度から昭和56年以前に建設された「多数の者が利用する建築物」の所有者に対して、耐震診断や、改修の設計、工事に係る費用の一部を補助しています（特定行政庁11市内を除く）。補助制度の概要は（資料1）をご覧ください。

診断の結果、 I_s 値^{注7} が0.3未満の場合は、建替えも補助対象となります。

また、緊急輸送道路沿道に立地し、被災時に道を閉塞するおそれのある建築物については、改修工事費の補助率を2/3に、限度額を4,400万円に引き上げています。

平成25年度からは、国道17号線などを主要な緊急輸送道路について、他の建築物（非木造）も補助対象としました。

^{注7} 「 I_s 値」とは、地震エネルギーに対する建築物の強さや粘りを勘案して建築物の耐震性能を評価した指標。 I_s 値が0.6以上の場合、地震の震動や衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が低いとされている。

(資料 1) 埼玉県建築物耐震化補助制度の概要

- 1階建て以上かつ床面積の合計が1,000m²以上のもの
 - ・ 体育館(一般公共の用に供するもの)
- 2階建て以上かつ床面積の合計が500m²以上のもの
 - ・ 幼稚園、保育所
- 2階建て以上かつ床面積の合計が1,000m²以上のもの
 - ・ 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホーム
 - ・ 老人福祉センター、児童厚生施設、障害者福祉センター
 - ・ 小学校、中学校、盲学校、若しくは養護学校など
- 3階建て以上かつ床面積の合計が1,000m²以上のもの
 - ・ 高等学校、各種学校、大学など
 - ・ ボーリング場、スケート場、水泳場など
 - ・ 病院、診療所 ・ 劇場、観覧場、映画館、演芸場
 - ・ 集会場、公会堂 ・ 展示場 ・ 卸売市場
 - ・ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - ・ ホテル、旅館 ・ 事務所
 - ・ 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿
 - ・ 遊技場 ・ 公衆浴場
 - ・ 飲食店、キャバレー、料理店など
 - ・ 理髪店、貸衣装屋、銀行その他サービス業を営む店舗など
 - ・ 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物除く)

- 耐震診断費 補助率 2/3
 - 設計費 補助率 2/3
 - 工事費 補助率 23%※
限度額1,300万円
(設計費と工事費をあわせた額)
- ※左記建築物で、地震等により緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある場合
- 補助率 2/3
 - 限度額 4,400万円
(設計費と工事費をあわせた額)

- 建替への補助は ls 値<0.3の建築物に限る
- 耐震改修工事は建替を除き、設計内容について
耐震判定委員会等の評価を得たもの



(2の矢) 耐震化融資制度

2本目の矢は県内3金融機関(埼玉りそな銀行、武藏野銀行、埼玉県信用金庫)による「耐震化融資制度」です。「改修の場合、資金調達が難しい」との声を受け、これらの機関に協力をお願いしました。

県や特定行政庁11市の耐震化補助制度を利用した場合、改修等に必要な費用について、所定金利より低い金利で融資が受けられます。

なお、金利や融資金額、融資期間、返済方法などは各金融機関で異なりますので、詳細は各機関の支店にお問い合わせください。

(3の矢) 埼玉県耐震サポーター登録制度

「診断や改修工事を誰に頼んだら良いのかわからない。」そんな声にこたえました。

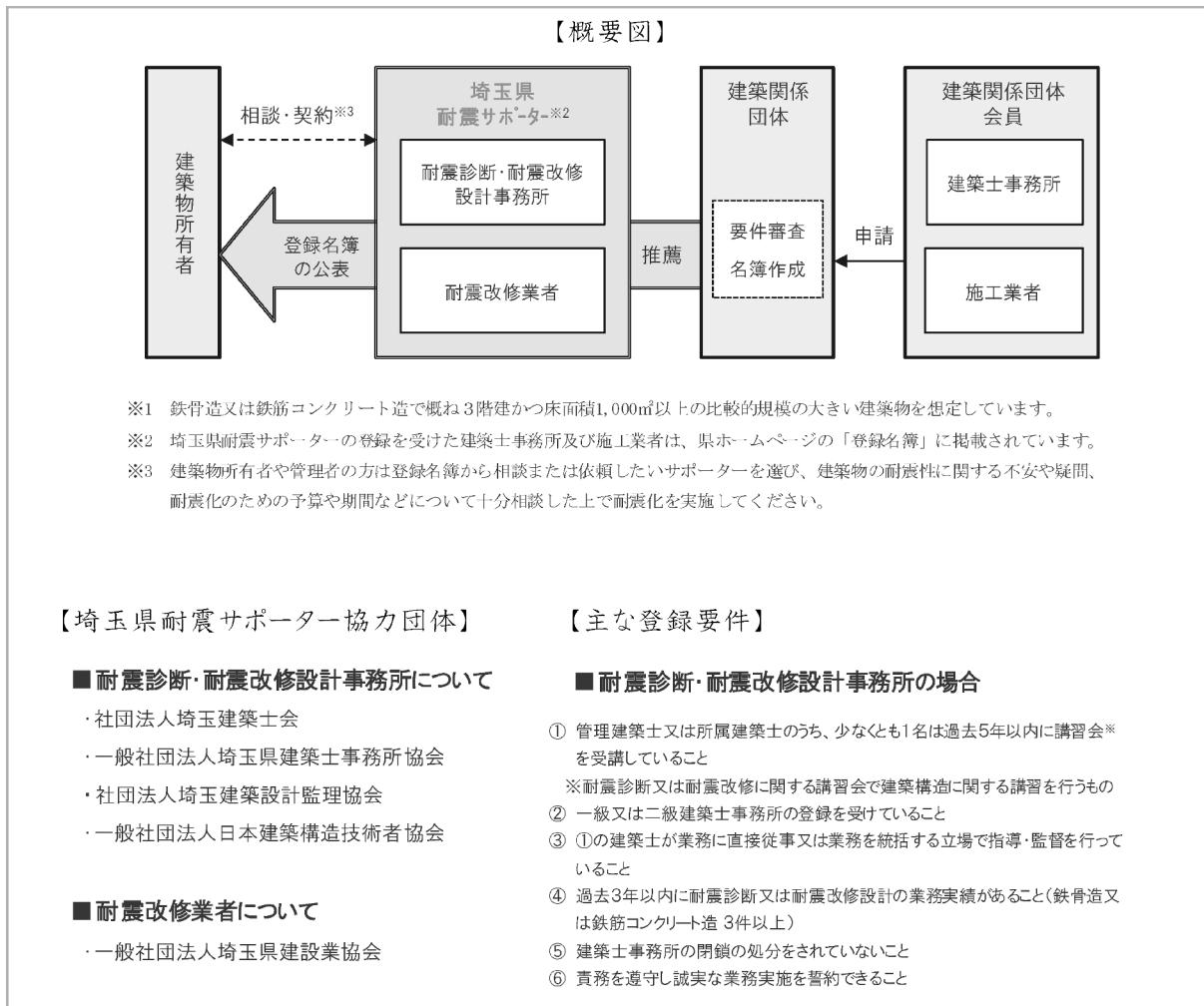
建築関係5団体の協力を得て、各団体が推薦する建築士事務所や施工業者を「埼玉県耐震サポーター」として登録し、県ホームページで公表しています。

診断や改修工事に関する専門的な知識と実績をお持ちの業者の方々を公表することで、建築物の所有者の方々が安心して相談し、また、業務を依頼できる環境が提供できようになったと考えています。登

録制度の概要は（資料2）をご覧ください。

9月に入りサポーターの登録数は100社を超えるました。更新は毎月行っていますので、この制度の充実にも是非ご協力下さい。

（資料2） 埼玉県耐震サポーター登録制度の概要



5 終わりに

国の防災会議が建築物の耐震化が被災時の被害の減少に大きく役立つと掲げてから8年が経過しましたが、いまだ十分に対応されている状況ではありません。耐震診断ひとつをとっても、耐震性がないとされた場合にどうするのかを考えると、なかなか診断に踏み切れないといった所有者の悩みもあります。さらに、テナント様との調整や資金調達、運営状況など様々な事情を抱えています。これらを調整しながら耐震化を進めていくには、建築士や施工にかかわる皆様との連携が不可欠です。

首都直下地震の可能性も高まっています。耐震改修促進法の改正にあわせ、国の補助制度も拡充されつつあります。これに伴い、耐震診断や耐震改修工事に関する相談や受注の機会も増えていくのではないかと思われます。建設に関わる皆様方には、建築物の耐震化はもちろんのこと、本県の地震対策について一層の御支援、御協力をお願いします。

連合会の動き

公共事業の継続確保など 全国府県会長会議に13議題提案

全国建設産業団体連合会（北川義信会長）は9月26日、全国府県建設産業団体連合会会長会議を長野県のホテル国際21で開催し、13におよぶ議題を提出した。議題に対し国土交通省側が回答する形で進行し、山梨・山形・福島・高知4県が提案した「公共事業予算の継続的な確保」には、「2014年度概算要求では、対前年比1・17倍を要求している。地域の建設産業が見通しを立てられるよう、必要予算を確保していきたい」と答えた。会議では、7項目の決議に加え、3項目から成る技能労働者の適正な賃金の確保・支払いおよび社会保険未加入対策の推進などに関する決議を盛大な拍手をもって賛同した。

冒頭、開催県となる長野県の藏谷伸一会長は、東京オリンピックやリニア新幹線などを見据え「発注者、受注者が知恵をしぼりながら、私たちの責務で成し遂げるべく元気になることが肝要」とあいさつ。



続いて北川会長は「建設業の経営合理化、生産性向上、品質確保、適正利潤確保などが必要であり、本日ご提案いただいたいる諸問題を順

次解決していかなければならない。各地方の実態を把握し、建産連の立場を活かして行動していかなければならない」と呼びかけた。

長野県の「若手技術者の確保・育成について、特に土木施工管理技士の受験資格における実務経験年数の短縮要望」に対して「中央建設業審議会の下に設置した基本問題小委員会で検討しており、短縮の方向で進んでいる。早ければ14年度から適用する」と回答した。

技能労働者の適正な賃金の確保・支払いおよび社会保険未加入対策の推進などに関する決議は、適切な賃金水準の確保に努めるとともに、適切な水準の賃金を支払う。また自ら社会保険に加入するとともに、下請契約を結ぶ際には法定福利費適切に含む。さらに、工事施工に必要な諸経費を適切に含んだ工事原価に基づく価格での契約締結に努力する。

各府県提案議題は次のとおり。

▽中期・長期に亘る公共投資計画の明示（岐阜県・三重県）▽公共事業費予算の継続的な確保（山梨県・山形県・福島県・高知県）▽設計労務単価の大幅な引き上げ（山形県）▽土木測量設計業務の技術員標準日額の適正化（引き上げ）（三重県・宮城県・福島県）▽若手技術者の確保・育成（長野県）▽物価の変動などによる請負代金の変更（スライド条項）（長野県）▽国土交通省土木工事積算基準の一般管理費の引き上げ（島根県）▽今後の本格的なインフラメンテナンス時代に向け実態に即した施工単価（積算体系）の見直し（石川県）▽資金調達の円滑化（高知県）

震災関連▽資材の安定供給と円滑な施工確保（宮城県）▽現場実態に即した単価設定と工期延長に伴う適切な経費設定（宮城県）▽建設資材などの単価への臨機応変な対応（山形県）▽日当たり作業量の補正いわゆる復興歩掛の設定と工事延長に伴う計上（福島県）――。

変わる公共施設の 仕事にどう取り組むか 建設業経営講習会

当建連は7月19日午後1時30分から、埼玉県建設業協会、東日本建設業保証埼玉支店との共催により、「建設業経営講習会」を建連研修センター201会議室で開催、会員企業の経営者・経営幹部など約40名が受講した。

同日は、「変わる公共施設の仕事にどのように取り組むのか～P R E 戦略（公共施設マネジメント）の導入に対応して～」をテーマに、建設経営サービス提携コンサルタントの五十嵐 健氏が約2時間にわたって講演した。

五十嵐講師は「公共財政が厳しさを増す中、必要な施設の建設や維持管理を効率的に行うため、P R E 戦略が多くの中でも採用され始めている。P R E 戦略の狙いは、単に維持補修の仕事を効率的に行うことだけに止まらず、L C Cや将来の建て替え費用のことを総合的に考えていく計画づくりで、成熟社会を迎える行政にとって重要な行政改革の柱になっている」とし、①財政が厳しくなる中、公共施設の仕事はどう変わらるのか②P R E 戦略の作成手順と施設マネジメントのあり方③P R E 戦略の推進を自社の事業発展に結び付けるために④先進自治体による施設マネジメントの実際について、わかりやすく解説した。



部下ができたら知っておきたい 「上手な叱り方・導き方」 建設産業研修会開かれる

当連合会は、埼玉県建設業協会さいたま支部、東日本建設業保証埼玉支店、埼玉建築士会、埼玉県造園業協会、埼玉県建築設計監理協会、埼玉県測量設計業協会との共催により、10月1日午後2時から建連研修センター3階大ホールで第1回目の建設産業研修会を開催した。

講師には、建設経営サービス提携コンサルタントの新田祥子氏を招き、「部下ができたら知っておきたい「上手な叱り方・導き方」」をテーマに講演をいただき、加盟団体企業から約50人が聴講した。

講演会に先立ち、「国土交通省の支援策」について、建設経営サービス首都圏本部の緑川芳順次長から説明を受けた。

新田講師は、「パワハラ、セクハラがクローズアップされ、部下の指導がとても難しくなっている。こちらがどれほど愛情をもって接しても、思いが正しく伝わるとは限らない。どうすれば、こちらの思いを性格に伝えることができるのか」とし、人間の心と行動の問題の対処法として①「心と行動」の捉え方②男の脳と女の脳の違いを知り、対応の違いを知る③たった一つのことに注意すれば、どんな部下でも大丈夫④人は言葉より〇〇で傷つく⑤実は部下は叱られた



いと思っている⑥事例で見る「好かれる上司、嫌われる上司」の特徴などについて、解りやすく約2時間にわたり解説を行った。

知事に受注環境の改善を要望

当建産連は6月25日、埼玉県建設業協会と連盟で県に対し「受注環境の改善」について要望した。古郡会長のあいさつに続き、真下会長から要望書の趣旨説明の後、両会長から岩崎副知事に対し要望書が手渡された(=写真)。



要望は、「平成26年度公共工事予算の増額」と「受注環境の向上」の2項目。

受注環境の改善では、今年6月に低入札調査価格、最低制限価格の引き上げと同時に、低入札防止対策として新たな措置を導入されたことに対し感謝の意を述べるとともに、県内業者への受注拡大策として①分離・分割発注による受注機会拡大と②大規模工事に対する県内業者の受注機会確保について要望。また、災害協力体制をより強固にするため、県土整備事務所管内の地元業者への受注促進を訴えた。

これに対し岩崎副知事は、「25年度は13ヵ月予算(769億円=前年度比22%増)を編成、切れ目ない発注に努めている所。26年度については国土強靭化政策がどのように反映されてくるか判らないが、機会あるごとに必要予算の確保を要望していく。県内企業の受注拡大については、24年度実績88%（土木は金額ベースで98%）となっているほか、県土整備事務所管内発注では、総合評価で地理的条件や災害防止活動を加味し

たり、一般競争入札では、24年度の1億未満の工事の内、金額ベースで平均77%を管内業者に発注しており、引き続きこれまでの方針に則り受注促進に向けて努力していく。一方、国においても地元建設企業の育成・支援のための制度設計を検討しており、県もこれら参考に取り組んでいく方針」とのコメントを発表した。

意見交換の中では、「今後、工事量の増加が見込まれているが、ダンプカーの不足が懸念され、確保できない状況が続けばダンプカー協会員外の流入や単価のアップなどが予測される。工事発注の平準化により、ある程度は解決できると思われるので検討願いたい。また、財政投資の長期見通しができれば、業者は設備投資もし易くなる」といった指摘があった。



公明党議員団と意見交換 公共事業予算確保 など3項目を要望

9月24日午後2時から、埼玉県議会公明党議員団との意見交換会が開催され、当建産連から大原副会長が出席したほか、埼玉県建設業協会から真下会長、島田、山口、伊田副会長、関根顧問が出席した。

スタートにあたり西山・議員団長が挨拶したのに続き、当建産連、埼玉県建設業協会の順に要望事項の補足説明を行った。

当建産連からは①公共工事予算の確保②県内業者への発注の推進③低入札価格調査制度における失格基準価格の引き上げ——の3項目を、埼玉県建設業協会からは①公共事業予算の確保②県内業者への受注の拡大③国土整備事務所管内の地元業者への受注促進④地元建設業の活性化と建設労働者の雇用環境の改善——の4項目について要望、これらを巡り議員から質問が相次いだ。



意見交換の結果、一般競争入札の導入により受注の見通しが立たず、経営の不安定に直結している。それが雇用環境の悪化にも繋がっているが、一方、維持補修工事の増加に伴い新規事業が少なくなっているため、若者に与える夢や魅力が薄れ、建設業からの若者離れにも繋がっている現状などが浮き彫りとなった。不良不適格業者を排除しダンピング受注を防ぐためには、指名競争入札に戻すしかないと結論に達したが、公明党議員団はこれらの業界の実情に理解を示すとともに、死活問題解決のため一丸となって取り組んでいく見解が表明された。

業界代表の上位当選をめざし 佐藤のぶあき候補の演説会開かれる

参議院選挙を前に、佐藤のぶあき候補の個人演説会が7月11日午前8時30分から、建産連研修センター大ホールで開催され、約300人の支援者が参加した。



支持を訴える佐藤候補

まず、応援演説に立った真下恵司・自由民主党建設支部長が、「大変難しい目標であるが、現在1万票をめざし各地域で頑張ってもらっている。我々業界の代表である佐藤先生にはできる限り多くの票を集め、上位当選を果たしてもらいたい」と述べ、積極的な期日前投票や社員・知人への働き掛けを要請した。続いて、当連合会の古郡会長が、「ここ10年以上にわたり公共投資の削減が続き、社員・職人などを減らし凌いできた結果、東北大震災の復興がなかなか進まないという状況が生まれている。災害が起きてから工事をするより、起きない前に工事をした方がコストは安く済む」と述べ、国土強靭化の重要性を強調、そのための予算が確保できるよう佐藤候補の応援を呼び掛けた。



約300人の支持者が集まる

佐藤候補は個人演説の中で、行政マンの時代から取り組んできた災害に強い街づくりの経緯

について、埼玉県の思い出などを交えながら語った後、「国土を強くしなやかにするためには、まず建設産業界のデフレを脱却させ、活力を取り戻すこと、さらに、国土を強靭化し日本を取り戻すことが必要。そのためには公共・民間の投資が並行して促進されることが大事」と述べるとともに、「現場を知る私にもう一働きをさせていただきたい」と熱く語り、支援を訴えた。

最後に、必勝を祈念し、星野博之・建設政治連盟会長の音頭で檄を飛ばし終了となった。



応援演説をする
古郡会長



応援演説をする
真下・自民党建設支部長



星野政治連盟会長の音頭で檄を飛ばす



委員 理事会報告

要望事項と表彰者を協議

第1回総務委員会

平成25年度第1回目の総務委員会が7月17日午後1時30分から、埼玉建産連会館103会議室で開催され、国および県に対する要望事項と全国建産連会長表彰候補者について協議した。



【議題】

国および県に対する要望事項について

9月末に開催される全国府県建産連会長会議の、国への要望に関する提出議題については、「公共工事予算の確保について」を当建産連の提出議題とすることを諮り、承認された。

また、自民党、民主党、公明党県議団に提出する埼玉県に対する要望事項については、①公共工事予算の確保について②県内業者への発注推進について③低入札価格調査制度における失格基準価格の引き上げについて——の3件とすることを諮り、承認された。

全国建産連会長表彰候補者について

表彰規程に則り、平成25年度推薦者として、

北田 功監事（埼玉県造園業協会副会長）、白戸修・研修指導委員会委員（埼玉県建設大工工事業協会副会長）、藤原克彦・広報委員会委員（埼玉県設備設計事務所協会副会長）の3氏が挙げられ、決定した。

その他

①6月11日に開かれた全国建産連総会において、「技能労働者の適正な賃金の確・支払および社会保険未加入対策の推進などに関する決議」について、各県においても決議を検討してほしい旨の依頼があったことを報告するとともに、正副会長会議において決議内容などの検討を行うことを申し合わせた。

②6月25日に埼玉県建設業協会と連名で、26年度公共工事予算の確保と受注環境の改善について知事要望を行ったことを報告した。

25年度建設産業研修会の テーマ決める

第1回研修指導委員会

本度第1回目の研修指導委員会が8月7日正午から、建産連研修センター103会議室で開かれ、25年度事業の実施計画について協議が行われた。



【議題】

事業実施状況について

事務局より、これまでに実施した講演会、研修会などの概要について報告を行った。

平成25年度事業実施計画(案)について

今年度は、企業経営者、幹部を対象に経営・管理などの課題について「建設経営のポイント・コスト管理など」をテーマとした研修会と、担当者を対象に実務におけるノウハウ・専門知識などについて「建設関係企業における実務的な課題」をテーマとした研修会を開催するほか、経営改善セミナーとして本年度もパソコン基礎セミナーを開くこととし、研修テーマと実施時期について協議を行った。

○建設産業研修会（第1回）

事務局から、3テーマを示し協議の結果、人事管理・社員育成をテーマに「部下ができたら知っておきたい上手な叱り方喋り方、導き方」を実施することに決定。

開催要領は次のとおり

▽日 時：9月下旬から10月上旬

▽時 間：午後1時30分から

▽場 所：建産連研修センター

3階大ホール

○建設産業研修会（第2回）

事務局から、3テーマを示し協議の結果、総合評価方式をテーマに「総合評価方式のポイント講義と実例指導」を実施することに決定。

開催要領は次のとおり

▽日 時：来年2月頃

▽時 間：午後1時30分から4時30分まで

▽場 所：建産連研修センター

3階大ホール

○経営改善セミナーについて

公共事業などにおける電子納品の増加を踏まえ、建設産業に携わる企業従業員のIT能力の向上を通して、有能な人材の育成を図るために、CALS/EC Windowsスキルチェックセミナーを開催する（テキスト代受講者負担）。

2日間講習で定員は60名。

▽日 時：10月31日（木）、11月1日（金）

▽時 間：午前9時から午後5時まで

▽場 所：建産連研修センター

201会議室

なお、これらの研修についてはそれぞれCPD適用の申請を行うことを予定している。

137号の発行について協議

広報委員会

本年度第2回目の広報委員会が7月17日正午から、建産連会館103会議室で開催され、建産連ニュース第137号の発行について協議を行った。



[議 領]

「建産連ニュース」第137号（7月号）の発行について

このほど発行された7月号について、事務局から記事の掲載順に要点を説明、特に意見なく了承された。

「建産連ニュース」第138号（10月号）の編集案について

10月に発行する第138号の編集案について、事務局から趣旨説明を受け、特に意見なくこれを了承した。

「埼玉建設産業」ポスター・絵画コンクールについて

第35回目の作品募集要領と概要について説明するとともに、県内の小・中学校1,332校に案内

していることを報告した。

その他

次回委員会開催日を10月17日(木) とするこ
とを決めて閉会した。





私の経験した現場の事故（上）

猛スピード

私の担当した現場での最初の事故は、ある朝、役所に出勤する前のことでした。

当時、夜間の苦情処理をしていたので、その第一報は、私が受けました。

「高校生が舗装の機械にぶつかり重態になっている。土木事務所（現在の県土整備事務所）でも、至急現場に来て欲しい」とのこと、場所を聞いてみると、私の担当する現場でした。

早速、役所にかけつけ、上司に連絡を取り、車で吾野の現場に向かいました。

車の運転しながらも、胸がドキドキいたしましたので、

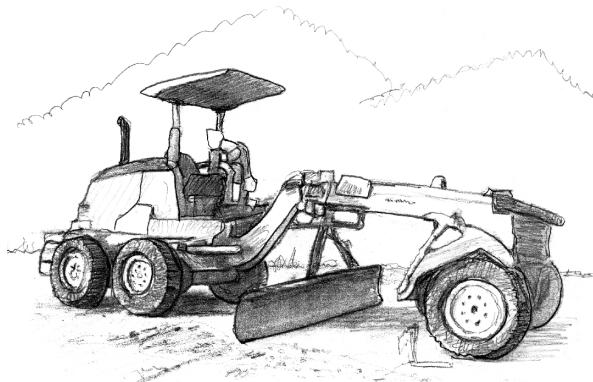
「私が事故を起こしては」と、自分に言い聞かせながら、より慎重にハンドルを操作いたしました。

現場では、パトロールカーに、警官、それに見なれた駐在のお巡りさんがそれぞれ口をへの字にして、検分していました。

「このモーターグレーダーの排土板に自転車のハンドルをとられて、頭を強打したようです。救急車で搬送したが、すでに意識はなく、けいれんしていたので、非常に危険な状態です」と、私の姿を見た、駐在のお巡りさんがそっと教えてくれました。

この道路は、かつては、秩父往還と呼ばれ、川越から飯能を通り秩父へ抜ける重要路線でし

たが、当時川越秩父線（現在は一般国道299号）と呼ばれておりました。埼玉国体に備えて、また、天皇皇后両陛下の県内視察の通り道にもなっていたので、砂利道を舗装にする工事が盛んにおこなわれておりました。このグレーダーは砂利道を整地したり、新たに持ち込まれる切り込み碎石や粒度調整碎石（舗装を支える路盤の材料）の敷均しなど舗装工事にはなくてはならない重要な役割をいたします。



舗装工事は、ふつう、道路改良などにより拡幅の済んだところで行うのですが、この正丸峠への道は、日光のいろは坂のように、カーブの連続で、用地取得の伴う改良工事は時間的にも無理だったので、現道のままで舗装工事を行ったのであります。従って、交通を通しながらの施工機械の置き場や材料の置き場の確保は困難でした。しかしながら、事故現場での警察官は、モーターグレーダーの長さや巾を熱心に測定し

ており、狭い道路の幅員と関係づけようとしております。私は自転車の通った跡を坂の方までたどっていきました。すると、何カ所かブレーキの跡が見受けられ、スピードの出し過ぎで、止まらなくなつた感じでした。さらに上に登っていくと、砂利にハンドルをとられたらしく、横滑りの跡までありました。

私もオートバイで、女子高生の見ている前で、レーサーの真似をし、片足を送りながら急転回したのですが、砂利にハンドルをとられ、無様に転倒し大けがをしましたので身に覚えがあつたのであります。

動いているものは、宇宙空間を巡っている月や地球ならともかく、いつか止まります。不幸なことに、モーターグレーダーがその場所になつたのではないかと、警察官にスリップの跡や横滑りの跡を案内しながら説明いたしました。

間もなく届いた高校生の死に胸がふさがる思いがいたしましたが、現場の建設会社のせいにされたのでは、会社も私も救われません、役所に帰つて初めての事故報告を書きました。警察官の見解を見て、所長が胸をなでおろしたようでした。そして、皆を集めて現場の事故に備えて万全の対策をするよう訓辞をいたしました。

ガードレール事故

これも若いときの話です。

ある日、立派な紳士が役所を訪ねて参りました。所長のお客さんかと思い何気なく見ておりますと、受付の庶務の人には何か文句を言つているようです。だんだん声も大きくなり「私の車の損害をどうしてくれるんだ」と、紳士にあるまじき態度で凄んでおります。

たまには、道路のくぼみで外車が故障したと法外な修理費を請求する輩がおりますが、今日の苦情申し立ての人は、人相風体がそんな感じからほど遠いのであります。



そんな有様をぼんやり見ていた私と、困惑していた庶務の人と目が合つてしましました、あわてて、持っていた書類を見やると、既に遅く、「この人が、夜中の苦情処理も担当しているので、今の話しを改めてしてくれませんか」前の晩も、正丸峠の斜面が崩れたので、朝方まで交通止めの手配や建設会社と作業をしていたのでほとんど寝ておりません。昼間の苦情もさせられるのかと正直うんざりいたしましたが、仕方なく話を聞きました。

その内容は、「正丸峠から飯能へ向かう県道川越秩父線の日高町あたりで事故をおこし、立ち合つた警察官に調書をとられ、すぐに、飯能土木事務所に行くように言われたようです。対向車をよけるためハンドルをきりそこね、ガードレールに衝突したのだが、ガードレールは10メートル位で済んだが、私の車は、ラジエーターから水が噴き出すなど前面大破してしまった。車の修理は役所でやって欲しいとのことで、その補償を請求しに来たとのこと」

正丸峠から吾野あたりまでは、谷が深く、落ちればまず助からない感じなので、皆、慎重に運転するせいか、まず事故が少ないのであります。問題の場所は、川面も近く川へ続く斜面も緩やかなので、油断するのか、よく事故が発生し、助かった人が殆どいないのでガードレールが設置してある危険な所です。

さらに、よくよく聞いてみると、運転していたのはこの方でかすり傷一つ負わなかつたとのことです。警察官のご指示があり、

「出来るだけ早く、飯能土木事務所にいて、補償してもらい、示談書をもらつてくるように」と、言われて來たとのことでした。

「車の修理代さえ貰えれば、気持ちよく示談に応じても良いと思っている。幸いにしてケガもしなかつたので、慰謝料など相手が役所では請求するつもりはない」と恩着せがましく言っています。

「ケガがなくて良かったですね、……それで、示談書が欲しいのですね」

「だから、修理代以外は請求しませんよ、私も立場があるので、穩便にしても良いとさつきから言っているだろうが！」と、急に機嫌が悪くなり声も大きくなりました。

「あの場所は、川までの高低差はあまりないんですが、落ちたらまず助からない所なのですよ、そこで、ガードレールが設置してあるんです。ガードレールが30メートル以上あると、衝突した車をやんわり車線に戻してくれる作用があるのです。あそこは出入り口がないので、100メートル以上つながっております。そのおかげで、命を落とす人がほとんどなくなりました。」

「そう言えば、ガードレールも10メートル以上曲がりくねって、支柱も相当傷んでしまっていたなあ」

「そうなのです、その費用はあなた様に弁償してもらいたいのです」

「えっ、何を言うか、公共の施設は役所で直すのが建前ではないか、何故、俺が負担しなければならないのだ」

「あそこで事故を起こした方は、命拾いをしたと、皆様、機嫌良く払ってくれるんですよ」

「警察でも、示談書を持って行けば、自損事故で扱ってくれるようですよ」

「何言ってるんだ、俺は修理代を貰いに来たのに話が逆ではないか」

「そうでないと、公共施設を破損したと言うことで、やっかいなことになります。それより、早くガードレールを元通りにしないと、死亡事故の恐れがあります。そうなると、何もしなかつたあなたのせいになり、刑事責任を負うだけでなく、賠償も全て払わねばならぬことになり、保険もおりなくなりますよ」

「ガードレールを直すにはいくらかかるのかな」

ようよう、車の修理代からガードレールに気持ちが切り替わりました。

「県の仕事を手掛けている業者なら、直ぐにでも示談書がかけますが」

ぜひということで、事故現場に近い建設会社に電話いたしました。

「例の場所で事故を起こされた方がお見えになつてゐるんですが、幸いにもケガはなかったのですが、車はだいぶ傷めたようなんです。できるだけ安くやってくれませんか」

手配と見積もりを直ぐに行うことなので、「建設会社も、ケガが無くて良かったと言つますよ、実費でやってくれるそうです。」

早速、示談書を作成いたしましたが、この方は、当時としては珍しく、任意保険にも入っていたので、連絡をし、状況を説明すると、ガードレールはもとより、車の修理代も全て払ってくれることになりました。これを告げると大変喜びました。

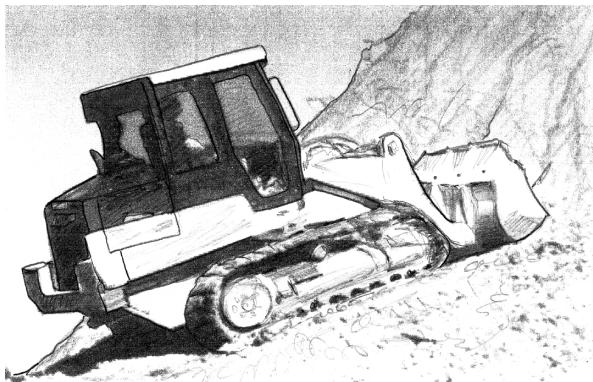
ヘルメット

秩父土木事務所(現在の秩父県土整備事務所)へ転勤後間もなくのことです。

道路を拡げる工事をしていたのですが、川側は目もくらむような断崖絶壁なので、山側の岩山を削る工事をしていたのですが、そこで事故

が起きました。

威力の弱い黒色火薬で少しづつ岩を崩し、ブルドーザーでこれらの破碎岩を道路に落とし、それをダンプトラックに積み込んで運ぶ、というのが主な作業でした。



秩父には、このような工事を得意とする建設会社が多く、目もくらむ谷底へ重機でおりて渓流工事をしたり、急斜面の岩山などにブルドーザーで登ったりいたします。それだけでなく、この現場のように、岩屑（ズリと呼んでいる）を切り立った斜面から手際よく運び出したりもいたします。平地からきたものには神業としか見えない作業です。しかし、この日は、雨上がりの後で強風が吹いておりました。このような作業で一番危険なのは、半乾きの時です。水分が中途半端にあって、ズリが途中に引っ掛かるからです。

「危険なので、もうしばらく作業を見合せたら」と、現場監督に言いますと、

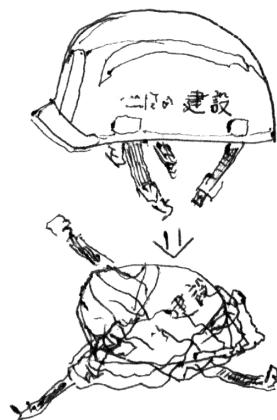
「ズリだしを終わらせないと、なお危険なので慎重の上に慎重を重ねてやりますので」と、岩山をジグザグのぼっていきました。それから、私は他の現場を回って役所に戻りました。すると、上司の黒沢さんが出てきて、

「現場で事故が発生し、オペレーターがやられたらしい、市川君、帰ったところで悪いが、すぐ、事故現場に直行する」車の中で、黒沢さんに先ほどのあらましを話しました。また、途中

で救急車にあいましたので、「オペレーターの命をお救い下さい」と祈りました

現場に着くと、現場監督員はおらず、代わりに会社のえらい人がきておりました。

早速、説明を聞くと、私が帰って間もなく風がやんだので、工事を始めたのだが、突然、一度に何個もの落雷が落ちたようなもの凄い音とともに、岩肌に残った岩の塊がブルドーザーを直撃いたしました。オペレーターは放り出されて、途中の岩に叩きつけられピクリともしません。この遺体（この時はそう思っていた）の収容にとりかかったのですが、あとからあとから、ズリが崩れてくるので命がけでした、が、なんとかたどりつくと、ヘルメットは半分くしゃくしゃになり、頭の半分が潰されている状態であった。驚いたことに、それでも息をしていたのでロープワーク（ロープのあつかい；秩父では天才的に上手い人が多い）でなんとか下までおろし、待っている救急車に運び込んだ。



命を救った衝撃吸収型ヘルメット

それから3ヶ月半位後に、同じその現場で、同じ人がブルドーザーを運転しているではありませんか。

「あのような事故の後で怖くはありませんか」と、聞きますと、

「これをやらんと食っていけんでね」と、微笑みました。この人の同僚の話では、陥没した頭

の骨を梃子で持ち上げての大手術で6時間以上かかったとのこと、医者の話ではヘルメットが命を救ったとのことでした。私もそれから現場に行くときはヘルメットをかぶるようにいたしました。

パンク

未だ砂利道が多く、舗装工事が盛んに行われていた頃の話です。

今さら言うまでもなく、舗装工事には、コンクリート舗装（白と呼んでいる）とアスファルト舗装（黒と呼んでいる）の2種類があります。

舗装工事は道路の表面を、コンクリートやアスファルト合材などで被覆し、自動車などの快適な走行性や防塵、防音など道路環境の改善に効果がありますが、施工に相当な費用がかかります。一方、砂利道は、上下水道などの占用物などの埋設が簡単、また、路面より雨水が地下へ浸透するなどの利点があります。しかし、路面にでこぼこができたり、穴があいたりと、平坦性の確保が大変です。

コンクリート舗装は丈夫なんですが、車両の通行止めが必要です。アスファルト舗装は車両を通行させながら施工出来る（ステージ工法）ので、新道やバイパスを除いては、ほとんどの道路で採用されます。

しかし、私が役所に入って間もなく、舗装工事は、道路の路床（碎石などの路盤材を取り除いた地面で、普通、締まった土で構成されている）の支持力に合わせて、路盤の厚さやアスファルトの厚さが決められるようになりました。

表層のアスファルト合材の厚さは5～15cmと薄いのですが、路盤材は30～50cmと厚く、大量の碎石を運び込まなければなりません。そこで、荷台をあおりなどで嵩上げしたダンプが見うけられるようになりました。当然、積載オーバー（過積載）で10トンダンプが20トンもの碎石を

持ち込むようになりました。後に、重大な踏切事故を起こすというので取り締まりが厳しくなりましたが、この頃はまだ沢山走っておりました。

この事故の第一報は警察署から入りました。

「碎石を運搬しているダンプの運転手が、道路内で即死の状態になった、建設会社とダンプの会社には連絡してあるので、土木事務所にもすぐ来て欲しい」とのことでした。この連絡ではなんのことやらさっぱりわかりません。

当時、横断歩道が消えてしまい予算の少ない警察署（交通管理者）が土木事務所（道路管理者）でなんとかならないだろうかと相談したところ、むげに断ったとかで仲がとても悪くなっています。そんな関係から、ちょっとした交通事故でも、「道路管理者も立ち合ってくれ」との依頼が多く開口していたころでした。わけを聞くわけにもいかず、現場に参りました。すると、皆、集まっていて、ダンプがこころなしか傾いております。

「ここで、タイヤがパンクしたらしい、そこでジャッキあげたのだが、途中まであがったジャッキが重みに耐えられなくなりさがつてしまつたらしい」なるほど、ダルマジャッキが馬鹿になったのか首をすくめております。そのまわりには、栗やドングリくらいの小石がいくつか落ちております。説明役の警察官はそれを指しながら、

「そのはずみで、嵩上げした砂利が落下し、運転者の首筋を直撃したらしい、まさに打ち所が悪く即死の状態で、救急車の医者もこんな小石でと絶句するありさまでした。」この不幸な出来事は、秩父では、生命の強靭さを、ここでは、生命のはかなさを教えてくれました。そんな感慨にふけっておりますと、道路管理者の意見を聞きたいと交通管理者の警察官からいわれたので、



旧式ダルマジャッキと凶器となった小石

「土木事務所としては、舗装工事を依頼した会社が頼んだ骨材運搬業者の出来事なので直接、関わるわけにはいかないが、過積載のダンプはせっかく施工した舗装を傷めるので放ってはおけない、県にも報告して対策をとりたい」と申し上げますと、警察官もうなづきました。

この後、副知事にもなられた若き中村泰明さんが課長で赴任され、身内の方が県警の要職にあるとかで、色々な方々をよく知っていて、警察署と仲直りができました。そのおかげで、このような呼び出しはほとんどなくなりました。



告知板

全国府県建産連会長会議提出議題 (国に対する要望)

公共工事予算の確保について

地方の中小建設産業は、地域の基幹産業として、また、災害復旧の際の担い手として、地域の経済社会を支える大きな役割を受け持っております。

国におかれましては、緊急経済対策による補正を含めた15ヶ月予算により、公共事業費の確保をされておりますが、近年の事業の大幅な減少により、建設産業界は、依然として厳しい経営環境下に置かれています。

このままでは、国民の安心・安全を支える建設産業界全体の崩壊にもつながる事態を引き起こしかねません。

国におかれましては、この状況をご賢察いただき、被災地域における予算の確保とともに、被災地以外の地域におきましても本年度を上回る大幅な公共工事予算の確保を強くお願ひいたします。

知事要望

平成26年度公共工事予算の確保

10年前に比しく半減した公共事業費を増額されたい。

受注環境の向上

平成25年6月10日には低入札調査価格、最低制限価格の引き上げをしていただき、更には低入札防止対策の新たな措置が導入されたことに対しましては、誠に感謝申し上げます。

今後とも、次の2点について取り組んでいただきたい。

●県内業者への受注拡大

分離・分割発注により受注機会を拡大されたい。

また、大規模工事に対して県内業者にも受注機会が確保できるようにされたい。

●国土整備事務所管内の地元業者への受注促進

災害協力体制をより強固にするため、国土整備事務所管内での優先的な受注ができるようにされたい。

埼玉県に対する要望事項

公共工事予算の確保について

地方の中小建設産業は、地域の基幹産業として、また、災害復旧の際の担い手として、地域の経済社会を支える大きな役割を受け持っております。

埼玉県におかれましては、国の緊急経済対策による補正を含めた13ヶ月予算により、公共事業費の確保をされておりますが、近年の事業の大幅な減少により、建設産業界は、依然として厳しい経営環境下に置かれています。

このままでは、県民の安心・安全を支える建設産業界全体の崩壊にもつながる事態を引き起こしかねません。

県におかれましては、この状況をご覧いただき、今年度を上回る大幅な予算の確保を強くお願ひいたします。

県内業者への発注の推進について

地域の建設産業は、災害時にあっては、県民の安心・安全を守る最初の担い手として、大きな役割を受け持つて参りました。

しかし、公共事業を始めとする建設投資の減少、受注競争の激化などにより、極めて厳しい経営環境下に置かれています。

県におかれましては、これまで地元企業への配慮をされてこられ、感謝に堪えないところですが、この厳しい現状をご理解いただき、一層の分離分割発注の推進と、大規模案件も含めた県内企業への優先的な発注につきまして、特段のご配意を賜りたくお願ひいたします。

また、市町村におきましては、県内企業の参加が困難となる参加条件の付与が多く見られますことから、前記の趣旨を踏まえ、市町村に対し、強い指導・要請等を図られますよう、併せてお願ひ申し上げます。

低入札価格調査制度における失格基準価格の引き上げ等について

公共事業を始めとする建設投資の減少、受注競争の激化などにより、過度な低価格受注が数多く発生し、品質の低下が懸念されております。

これを打開するために、低入札価格調査制度においても失格基準価格を設けていただいておりますが、依然として低価格での落札が続いておりすることから、失格基準価格においても最低制限価格と同一価格の設定をお願いいたします。

また、市町村に対しましても、最低制限価格の引き上げ及び低入札価格調査制度における失格基準価格の導入等につきまして、強い指導・要請等を図られますよう併せてお願ひ申し上げます。

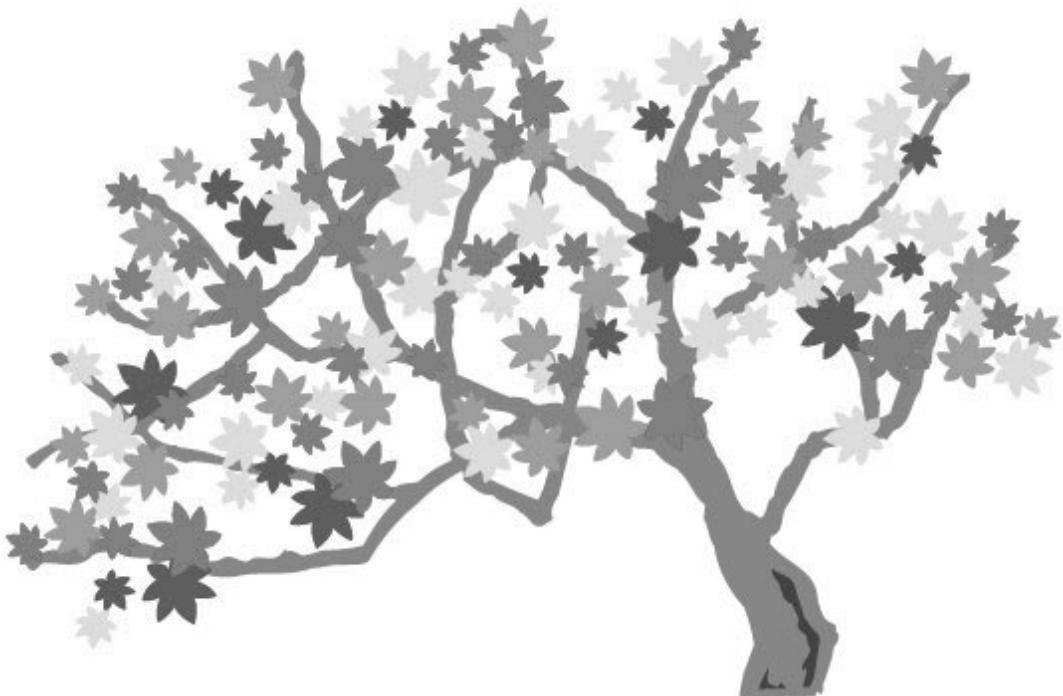
方の中小建設産業は、地域の基幹産業として、また、災害復旧の際の担い手として、地域の経済社会を支える大きな役割を受け持つて参りました。

しかし、公共事業の大幅な減少により極めて厳しい経営環境下に置かれています。

平成24年度の国の公共事業関係費は、震災復興関係を除き、前年比8.1%減と、依然として大幅な減少を続けております。

埼玉県におきましても、同様に減少しておりますことから、このままでは、県民の安心・安全を支える建設産業界全体の崩壊にもつながる事態を引き起こしかねません。

県におかれましては、この危機的状況をご賢察いただき、少なくとも今年度を上回る公共工事予算の確保を強くお願ひいたします。



建産連会員のみなさまへ

社会福祉法人が発注する工事で前払金が支出される場合、前払金保証をご利用いただけます

前金払制度について

民間の建設工事では、工事着工時に着手金を支払うことが慣例とされていますが、国や地方公共団体等が発注する公共工事でも「前金払制度」が確立されており、多くの公共工事発注者が工事着工時には請負金額の約40%の前払金を支出しています。

前金払制度によって、受注者は下請企業や資材を円滑に手配することができ、適正な施工と品質の向上を図ることができます。

前払金保証について

国や地方公共団体等の公共工事発注者は、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）に基づき登録された保証事業会社による前払金保証契約を締結した工事について前払金を支出します。

保証の対象となる工事

前払金保証制度は、国や地方公共団体が発注する工事に限りません。

「公共工事の前払金保証事業に関する法律」で

国又は地方公共団体から補助金又はこれに類するものの交付を受けている法人（営利法人を除く）の発注する工事及び測量も国土交通大臣により公共工事として指定されていますので、

医療法人や
社会福祉法人等も
保証の対象となります

したがって、補助金等の交付を受けている社会福祉法人等で法人が前払金を支出し、保証を求める時には前払金保証がご利用になれます。

みなさまからの前払金保証のご利用をお待ちしております。

詳細は、埼玉支店(TEL 048-861-8885)までお問合せください。

平成26年1月から

個人で事業や不動産貸付けを行っている方の

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

▶ 事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

* 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告のうち前々年あるいは前年分の事業所得等の金額の合計が300万円を超える方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿保存制度

◎ 対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

* 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎ 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎ 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳説明会のご案内

▶ 税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方を説明する「記帳説明会」を実施しています。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧いただくか、最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

県内経済の動き

着実に業況感の改善がみられる県内経済

9月に発表した当研究所の「埼玉県内企業経営動向調査」によると、2013年7－9月期の業況判断B S I（良いから悪いを差し引いた数値）は、マイナス12となり前期4－6月期に比べ7^{サトウ}縮小し、これで2四半期連続して改善した。2013年1－3月期のB S Iがマイナス31だったことからすると、半減以上の改善ぶりで目を見張るばかりだ。先行き10－12月期もさらに改善する見込みで、B S Iはプラスの1へと水面下から浮上、県内経済は着実に持ち直してきている。

業況感が改善しているのは、製造業よりも非製造業の方がより顕著だ。非製造業は昨年10－12月期のマイナス18を底に、四半期ごとにマイナス幅を縮め、7－9月期はプラス3へと浮上、実に2003年10－12月期以来、ほぼ10年ぶりにプラス幅へと転じた。一方で、製造業は7－9月期マイナス23と、未だ水面下にあるがマイナス幅は着実に縮小し、今年1－3月期のマイナス43から大幅に改善している。

B S Iが改善しているのは、販売や受注の数量が回復していることが経常利益に寄与し、数量が増加していることで、設備の過剰感も薄らいできたことが要因として挙げられる。中でも製造業では、素材型の鉄鋼・非鉄金属や加工組立型の電気・情報通信機械器具などで生産量が増加。非製造業では住宅建設や不動産の業種で、年初からの活発な住宅着工を背景に、受注量の増加がみられていることで、業況感の改善に至っている。

このまま販売量や受注量が好調に推移すれば、先行き10－12月期のB S Iプラス1は、次回の

調査でさらにプラス幅が拡大することも十分に予想され、ひいては企業の設備投資にも好影響を及ぼすことになり、建設業界にとってはありがたいことだ。

ところで、注目されていた2020年の夏季オリンピックと、パラリンピックの開催地が東京に決まった。復活の兆しを見せ始めた日本経済にとって、この五輪招致は願ってもない大イベントであり、その経済効果は3兆円とも4兆円とも言われ、中には150兆円という途方もない試算まで世に溢れ出ている。安倍政権が進めてきた経済対策にも好影響を与えることは確かで、五輪効果が第3の矢に止まらず、第4の矢になった、との表現も出てきた。確かに、開催までには7年という時間があり、その期間は様々な分野で五輪効果が寄与していくだろう。

とりわけ嬉しいことは、バブルの崩壊以後、失われた10年あるいは20年という長い年月の中で、苦境を強いられていた建設業界にとって、東京を中心とした都市基盤の整備をはじめとする土木・建築工事の需要が継続することだ。埼玉県には直接的大きな五輪効果はあまり期待できないが、それでも地元建設業者にとっては受注機会の増大につながる。

冒頭に記した県内企業の業況感は、五輪招致が決定する以前から着実に持ち直していることであり、今回の招致決定でさらに弾みがついて、これまでにない建設需要が期待できそうだ。オリンピックの東京招致を境に、県内建設業界だけでなく、全国の建設業者にとって暗く長い低迷期に、ようやく終止符が打たれることになる。 （ぶぎん地域経済研究所）

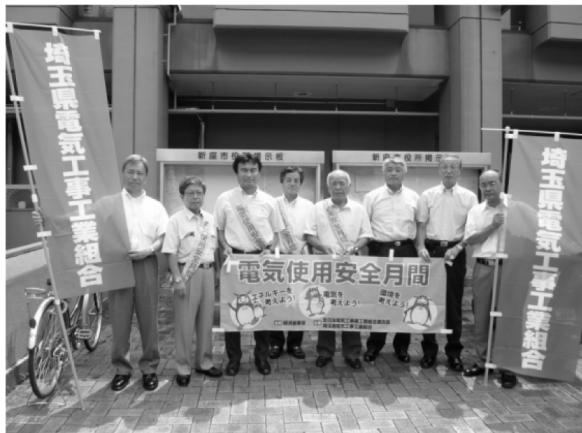
建産連 だより

○埼玉県電気工事工業組合 電気使用安全月間キャンペーン でキャラバン隊 志木支部、越谷支部が各自治体 に訪問

埼玉県電気工事工業組合（沼尻芳治理事長）の志木支部（赤池好文支部長）及び越谷支部（浅見勝敏支部長）は酷暑の中、啓蒙・啓発キャラバン隊による「電気使用安全月間（8月1日から31日までの期間）」のキャンペーン活動を実施した。

志木支部は8月8日に和光市、朝霞市、新座市、志木市、富士見市、ふじみ野市、三芳町の7自治体を対象に、越谷支部は8月22日に越谷市、松伏町、吉川市の3自治体を対象にそれぞれ実施し、首長らに活動の趣旨説明をするとともに、趣意書とポスターなどを手渡して理解と協力を切にお願いした。

このキャンペーン活動は、経済産業省主唱の下で、上部団体の全日本電気工事業工業組合連



志木支部のキャラバン隊

合会が提唱し、傘下の各都道府県工組が電気使用の安全の啓蒙活動を行うもので、感電事故の発生率が高いとされる夏場に、一般家庭を主軸に電気使用の安全に関する啓発指導を行うのが主な目的で、実施項目は

- ①電気使用安全に関する啓発指導
- ②省エネや節電など電気使用の合理化に関する啓発指導
- ③電気災害の防止や一般用電気工作物の保安確保

などである。



越谷支部のキャラバン隊

○埼玉県空調衛生設備協会

東京スカイツリータウン地域冷暖房システム視察研修会を実施して

一般社団法人 埼玉県空調衛生設備協会は、当研修会を平成25年9月18日に実施しました。この企画は、東京スカイツリーの地下の部分に設置されている地中熱を利用した世界最高水準の地域冷暖房システムを学ぶことでした。正会員、賛助会員、一般に参加を呼びかけたところ、一般からの参加者5名を含む33名の参加がありました。一行は、「さいたま新都心けやきひろば」

よりバス1台で出発、1時間少々で到着、早速、担当者から設備を案内され説明を受けました。システムの発想、開発能力・技術力の高さ、省エネ、災害時への対応能力に圧倒されました。質疑応答の時間では、活発な質問が次々に出され大幅な時間延長となるほどでした。

写真は、ヘルメットを被っての参加者です。ヘルメットがとても似合って満足そうないい顔をされています。

視察の後は、当然に天望デッキまでのぼり台風一過のすばらしい景色を堪能しました。

次回も、ためになる喜ばれる企画を立案してまいります。どうぞご期待ください。参加者の皆さんありがとうございました。



連合会日誌

- 平成25年7月3日（水） (社)埼玉県測量設計業協会会长坂本克巳様旭日双光章受章記念祝賀会（於：ロイヤルパインズホテル）に和田常務出席
- 7月11日（木） 佐藤のぶあき参議院議員候補者個人演説会（於：研修センター3階大ホール）に古郡会長、和田常務参加
- 7月17日（水） 広報委員会（於：研修センター103会議室）
①建産連ニュース第137号の発行について ②建産連ニュース第138号の編集案について ③ポスター・絵画コンクールについて等を協議
- 同 日 総務委員会（於：研修センター103会議室）
①国及び県に対する要望事項等について ②全国建産連会長表彰候補者について等を協議
- 7月18日（木） 正副会長会議（於：会長室）
①国及び県に対する要望事項等について ②全国建産連会長表彰候補者について等を協議
- 7月19日（金） 建設業経営講習会（於：研修センター201会議室）
演題：変わる公共施設の仕事にどう取り組むのか
～P R E 戦略（公共施設マネジメント）の導入に対応して～
講師：早稲田大学理工学術院 理工学研究所客員教授 五十嵐 健氏
((社)埼玉県建設業協会、東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催)
- 7月31日（水） 社会保険未加入対策推進に関する説明会（於：新都心合同庁舎1号館講堂）に和田常務出席
- 8月2日（金） 防火訓練及び消火器操作研修を、建産連会館内の各団体事務局職員が参加して実施
- 8月6日（火） (社)全国建産連構造改善対策委員会（於：虎ノ門M Tビル）に古郡会長、和田常務出席
・平成25年度事業計画、その他について協議
- 8月7日（水） 研修指導委員会（於：研修センター103会議室）
①事業実施状況について
②平成25年度事業実施計画について等を協議
- 9月18日（水） 国土交通省関東地方整備局ご挨拶（於：新都心合同庁舎2号館）に古郡会長、和田常務出席
- 9月19日（木） 公共事業労務費調査説明会（於：埼玉会館）に和田常務出席あいさつ
- 9月24日（火） 公明党県議員団との意見交換会（於：県議会議事堂）に大原副会長、和田常務出席

- 9月26日（木） 全国府県建産連会長会議（於：長野市「ホテル国際21」）に古郡会長、和田常務出席
・「各府県提案議題」を審議の後、「決議文」を採択
・会長表彰式に於いて当連合会の北田功氏、白戸修氏、藤原克彦氏の3名が受賞
- 10月1日（火） 建設産業研修会（於：研修センター3階大ホール）
演題：部下ができたら知つておきたい「上手な叱り方・導き方」
講師：（株）建設経営サービス提携コンサルタント 新田 祥子様
（（社）埼玉県建設業協会さいたま支部、東日本建設業保証（株）埼玉支店、
（社）埼玉建築士会、（社）埼玉県造園業協会、（社）埼玉建築設計監理協会、
（社）埼玉県測量設計業協会による共催） 50名が参加
- 10月2日（木） ポスター絵画コンクール応募作品審査会（於：研修センター103会議室）
応募総数460点から金賞15点、銀賞22点、銅賞30点を選定した後、金賞作品の中から埼玉県知事賞、埼玉県教育委員会教育長賞、さいたま市教育委員会教育長賞各2点の候補作を選定
審査員：埼玉大学教育学部附属中学校 日山しのぶ先生
さいたま市教育委員会学校教育部指導一課 大河内範一先生



一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 会員名簿（順不同）

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 建産連会館1階 電話 048-866-4301

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111

会長 古郡一成

(平成25年7月1日現在)

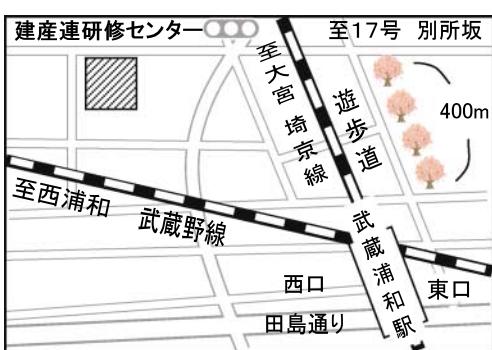
構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号	FAX
一般社団法人 埼玉県建設業協会	会長 真下 恵司	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111	048(861)5376
一般社団法人 埼玉県電業協会	会長 荻野 勝治	"	"	048(864)0385	048(864)0327
一般社団法人 埼玉県造園業協会	会長 岡村 藤美	"	"	048(864)6921	048(861)9641
東日本建設業保証株式会社埼玉支店	支店長 関 司	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885	0120(027)336
埼玉県電気工事工業組合	理事長 沼尻 芳治	さいたま市北区植竹町1-820-6 埼玉電気会館2階	331-0813	048(663)0242	048(663)0298
一般社団法人 埼玉県空調衛生設備協会	会長 大原 萬彌	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111	048(853)0676
一般社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 中村 奎一	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381	048(866)4382
埼玉県建設大工事業協会	会長 八木澤久志	"	"	048(862)9258	048(862)9275
社団法人 埼玉建築士会	会長 高橋 庫治	"	"	048(861)8221	048(864)8706
一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会	会長 宮原 克平	"	"	048(864)9313	048(864)9381
社団法人 埼玉建築設計監理協会	会長 桑子 喬	"	"	048(861)2304	048(863)2495
一般社団法人 埼玉県測量設計業協会	会長 坂本 克巳	"	"	048(866)1773	048(864)3055
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 真下 恵司	"	"	048(862)2542	048(862)9764
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 鎌二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171	048(773)8175
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 澤田 正彦	さいたま市大宮区三橋2-402	330-0856	048(644)7417	048(644)7418
埼玉県環境安全施設協会	会長 小川 裕児	さいたま市北区吉野町1-394	331-0045	048(795)9516	048(795)9517
財団法人 埼玉県建築住宅安全協会	理事長 高岡 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391	048(845)6720
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 島田 松夫	"	"	048(864)2811	048(864)2812
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 星野 博之	"	"	048(864)9731	048(838)9490
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 古郡 一成	"	"	048(866)4331	048(866)4322
埼玉県地質調査業協会	会長 安部 有司	"	336-0031	048(862)8221	048(866)6067
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 関根 瞳己	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993	048(883)3500
一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会	会長 金子 和巳	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429	048(866)5385
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636	048(816)9415

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 斎藤 恵介	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203	048(863)1794
------------	----------	-----------------	----------	--------------	--------------

埼玉建産連研修センター

研修・会議にご利用ください



[所 在 地]さいたま市南区鹿手袋4-1-7

[電 話]048-861-4311

[ホーム ページ]<http://www.sfcc.or.jp/>

[E - M L]k-center@sfcc.or.jp

[会 館 時 間]午前9時～午後5時(月～金)

※どなたでもご利用いただけます

武藏浦和駅東口から花と緑の散歩道(遊歩道)
を歩き、約10分で到着します。

埼玉建産連研修センター簡易料金表

会議室名称	料金区分		午前	午後	全日
	最大収容人員		9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00
3階 多目的 大ホール	椅子席のみ	390人			
	机席 3人掛	270人	¥40,500	¥45,000	¥61,000
2階	(2人掛 180人)				
	201会議室	机席 3人掛	90人	¥15,000	¥17,000
	202会議室	机席 3人掛	45人	¥7,500	¥8,000
	203会議室	机席 3人掛	45人	¥7,500	¥8,000
	204会議室	コの字 3人掛	15人	¥3,500	¥4,000
	205会議室	一枚机	12人	¥3,500	¥4,000
	和室 1		16人		¥2,000
	和室 2		20人	¥6,500	¥7,500
1階	101会議室	机席 3人掛	100人	¥17,000	¥19,000
	102会議室	コの字 3人掛	15人	¥3,500	¥4,000
	103会議室	口の字固定	24人	¥10,500	¥12,500

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属し
ます。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成24年4月